

令和5年度第5回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年8月17日(木)午前9時30分～午前11時20分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中20名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、上田 正士、小野 基之、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、恒富 竹司、徳田 文雄、
中川 恵美子、長尾 誠大、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、
安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(4名)

伊藤 良一、井上 浩一郎、伊藤 良雄、重國 誠司

(3)事務局

岸本局長・森原参事・藤田主幹、多田主幹・小倉主事

(4)市農業振興課

河原課長・波多野主幹

(5)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和5年度第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席20名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

上田 正士(うえだ まさし) 委員 及び、

小野 基之(おの もとゆき) 委員 をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見聴取についての審議を始めます。

担当の山口市農業振興課の職員が出席しておりますが、まず、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは議案1ページをお開きください。

また、別冊にて参考資料をご用意しておりますので、併せてご覧ください。

議案第1号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について、7月31日付けで山口市長より意見伺いがされております。

内容につきましては、8月の各地区協議会において概要を説明し、本日質疑を行うこととしております。

それでは、農業振興課より説明をしていただきます。よろしくお願いします。

農業振興課

皆様おはようございます。

山口市農業振興課の・・・と申します。よろしくお願いします。事務局よりご説明がありましたとおり農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、ご説明いたします。まずは、今回の改正の趣旨についてですが、農業経営基盤促進法の改正が今年4月1日にごございました。これに伴い県においても、認定農業者や認定新規就農者等の効率的かつ安定的な農業経営の育成や農用地の利用集積目標等について県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」について法改正等を踏まえた必要な見

直しが行われました。この県の「基本方針」の改正に準じ、山口市におきましても「基本構想」を改正するものです。

主な変更の一つ目につきましては、今回から新たに「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」を追加しております。「農業を担う者」とは人・農地プランにおける「中心経営体」が「人・農地プラン」が「地域計画」に移行することに併せて「農業を担う者」に変わったものです。

基本構想の中では、4ページ以降に「農業を担う者の対象」「農業を担う者の確保及び育成の考え方」「就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方」「関係機関の役割分担・連携」について新たに追加しております。

続きまして、主な変更の二つ目といたしましては、地域計画推進事業に関する事項を7ページ以降に追加しております。法第18条第1項の協議の場の設置の方法として協議の場の開催についてや策定の進め方、地域計画の区域の考え方について追加しております。

その他につきましては、用語の変更の部分がございまして「人・農地プラン」を「地域計画」に、「利用権設定等促進事業」を「地域計画促進事業」などに変えさせていただいております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局及び農業振興課から議案説明がありました。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等ありませんか。

委員

農地を守るという考え方は理解しますが、中山間地域は実際には困っています。法人などに農地を集積し、農地や水利、鳥獣害対策などを管理してきましたが、法人からだんだん人が抜ける中、限られた人間でやっており、管理が非常に難しくなっているのが現状です。

農業振興課

農地を集積し、大規模にさせていただく中で、担い手が減少し、農業用施設等の管理が難しくなっているのは認識しております。解決策というのがすぐに出せるものではありませんが、県等、関係機関と協議していきたいと考えております。

会長

中山間地域の現状は非常に難しい状況になっており、地域計画の目標地図の素案作りの協議でも、10年後の農地をどうするのかを考えるようになっておりますが、今後本当に農地を守ることができるのか懸念があると思います。

A委員

農地を担う者が集積した農地、大規模な農業をする人だけが担うような感じになっていますが、集積されなかった農地を誰が守っているのか、兼業農家、高齢者、女性が担い手になり守っています。集積している人への手当はすごく手厚いが、集積できない農地、儲けにならない農地を守ろうとしている人への支援が無いのが気になります。

また、農業をしたい若い人たちが生き方の農業、半農半Xとして参加しようとしても支援がありません。今この時点でそこを放り出してしまっただけでは、本当の意味で地域の農業を守ることにはできないと思いますので、そのあたりを考慮していただきたいと思います。

農業振興課

経営耕地面積等が30a以上を対象とした、頑張る農業支援事業といった制度を活用することで支援していけたらと考えています。

A委員

そういう制度をもっと周知する方法を考えていただきたいです。

地区協議会で配布された資料には、以前は「儲かる農業」という表現だったものが、「持続可能な農業」に変更となっておりますが、便利な表現で今流行りの言葉ですが、ごまかしている感じで、ぼやかして曖昧な表現だと感じました。

B委員

私のところは圃場整備をして30年経過しまして、農地を集積してなんとか守ってきた人達が後期高齢者になってしまい、圃場整備田をだんだん守れなくなってきました。その子供たちは地域にはおらず、担い手の世代交代ができない状況で、圃場整備田でも荒れてきています。そして、集落では5年後には人がいなくなってしまうところもある中で、どのようにして農地を守っていくのか、鳥獣害の被害も増えていく中で抑えることができなくなるのが、すぐそこまで来ています。そんな状況なので、圃場整備した農地にこだわらず、本当に

守っていくことができる農地をはっきりすべきだと考えます。中途半端ではいけないと思います。10年後を考えますが、どうなるかわからない、実態としてそういう状況であるということ、考えていただきたいです。

農業振興課

実態を踏まえまして、今策定している地域計画に反映させながら、考えていきたいと思っています。

C委員

名田島地区は人口減少が激しいことから、農用地区域を特例ではずせるような振興計画にしていいただかないと、理想と現実が乖離していくと思います。南部の川東地域は人口減少地域なので、人口減にならないよう、担い手増に繋がる施策をお願いしたいです。

農業振興課

農業振興課としましては、農業振興地域整備計画で農地を守っていく立場ですので、申し上げにくいのですが、今話されたことについては、山口市全体の計画として、居住誘導などを考えていけたらと思っています。

会長

他に意見はございませんか。無いようでしたら、以上で議案審議を終わります。只今審議しました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について、「異議なし」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)については、「異議なし」と回答することといたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。
申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、仁保上郷、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は50アールとなります。

議案第3号、上小鯖、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は4アールとなります。

議案第4号、大内御堀、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は130アールとなります。

議案第5号、秋穂東、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は33アールとなります。

議案第6号、嘉川、有償移転です。
申請人は、島根県浜田市内に居住する者です。
取得後の経営規模は4アールとなります。

議案第7号、佐山、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は125アールとなります。

議案第8号は、議案第9号と同一の申請人によるものですので、合わせて説明いたします。

議案第8号及び議案第9号、阿知須、有償移転です。

申請人は、東京都青梅市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は126アールとなります。

議案第10号は、議案第11号と同一の申請人によるものですので、合わせて説明いたします。

申請人は、広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行うものです。

なお、農地法第3条による地上権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

また、この事案につきましては営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。

議案第12号、徳地堀、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

所得後の経営規模は11アールとなります。

議案第13号、徳地堀、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は23アールとなります。

議案第14号、徳地引谷、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は696アールとなります。

議案第15号、徳地山畑、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は16アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

B委員

議案第2号の仁保について、圃場整備水田ですが、今は耕作されておらず、管理に困っておられたところ、所有者と買主の間で話がついたようです。買われる方が苗木を植えて、きれいに管理されるということですので、問題はないかと思います。

会長

他に意見はございませんか。無いようでしたら、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案12ページをお開きください。合わせて、参考位置図13ページを御覧ください。
申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第16号、下小鯖、用途区分が変更された農用地域内の農地に、車両及び農機具置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては農用地域内の農地を対象とした転用ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第4条第6項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

議案第17号、朝田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、コンクリート排水施設を設置し、自宅からの排水路を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち議案第16号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第17号については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案14ページをお開きください。合わせて、参考位置図15ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第18号、仁保下郷、公共施設から近距離の区域にある第3種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第19号、大内氷上四丁目、用途地域内の第3種農地に、緑地公園を整備するものです。

議案第20号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第21号、大内千坊三丁目、用途地域内の第3種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第22号、大内矢田南四丁目、用途地域内の第3種農地に、資材置場を整備するものです。

なお、この事案については一時転用であり、申請者からは令和6年12月28日を期限とした原状回復誓約書が提出されています。

議案第23号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第24号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光

発電設備を設置するものです。

議案第25号、桜畠一丁目、用途地域内の第3種農地に、共同住宅を建設するものです。

議案第26号、神田町、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、朝田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売事務所を建設するものです。

議案第28号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第29号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第30号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第31号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第32号、嘉川、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に、駐車場及びグラウンドを整備するものです。

議案第33号、佐山、公共施設から近距離の地域にある第3種農地に、建売住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。

議案第34号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地及び貸駐車場を整備するものです。

議案第35号及び36号は、いずれも同一の事業者による同一事業に関する申請ですので、併せて御説明いたします。

議案第35号及び議案第36号、阿知須、農用地区域内の農地に、支柱を建てて営農を継続する営農型太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和15年8月31日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第37号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第38号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

D委員

阿知須の議案第35号、第36号について、支柱の高さはどれぐらいでしょうか。

事務局

地上からパネルの上部まで、2.1mの高さとなっています。

D委員

何本ぐらい櫛を植える計画になっていますか。

事務局

植える本数は申請書に記載されておりませんが、5年目で2,352本を収穫する計画となっています。両議案とも同じです。

E委員

彩の櫛さんが3条で農地を取得されますが、3条区分地上権、5条一時転用の賃貸借は、元の所有者と…が契約することになるということについて、もう一度説明をしていただけますか。

事務局

3条により農地の所有権については、…が取得することとなります。そして、支柱部分の区分地上権、賃貸借については、…が権利を設定するという、申請が提出されていますので、審議をお願いしているところです。今時点では…の取得が許可されていないので、元の所有者が権利を有しています。今後の権利関係がどうなるかについては、関係者間で同意されているという、同意書が提出されていますので問題ないと思いますし、権利設定をどういう順番でやっていくかは農地法とは別の話となります。

E委員

今月…の3条取得が提出され、来月…と…で、区分地上権、賃貸借が出たらわかりやすいと思うのですが。

事務局

同時に出してはいけないというものではありませんし、今回は同意書が提出されていますので、別々に出すことを指導するのは難しいと思います。

F委員

…の賃貸借は、一時転用期間の10年が経過し、…が事業を中止した場合はどうなりますか。またその場合、今回の3条申請は営農型太陽光の設置を前提にしていますが、どうなるのでしょうか。

事務局

その場合は現状復旧していただき、農地に戻してもらいます。その後どのように営農されていくのか、例えば日陰が必要なら、遮光シートを張るなどされるかについては、その時に所有者が検討されると思います。

G委員

先ほどF委員もおっしゃられましたが、他市では国に確認したところ、本来なら3条申請を先に許可するのが筋じゃないか、という回答を得たと聞きましたが、山口市の今回の対応は問題ないのでしょうか。

事務局

その話は確認していますが、国の方では「妥当であると考えている」という回答でしたので、それを踏まえ山口市としてどうするのかということですが、過去に許可した案件もありますので、山口市としては同時申請でも問題ないと考えています。整理しますと、今から櫛を目的として農地を取得するところと、営農型太陽光を設置する業者で同意書が交わされ問題がないという中で、1か月審査を遅らせる理由もなく、不許可を検討することもないことから、同時申請を受け付けているところです。今後、「同時申請が妥当でない」という全国一律の通知等がありましたら、それに従うこともあるとは思いますが、他市が1か月保留することになったので、山口市もそれに従うというのは、今までの経緯もありますので、おかしいのではと考えています。

D委員

農地を手放したいという相談があった時、太陽光発電設備を目的とした転用は難しい農地でも、榊を植えるといった営農型太陽光という方法もありますよという説明を、農業委員として勧めるべきでしょうか。

事務局

相談があった場合は、こういう制度がありますので、まったく駄目とは言えないと思います。周辺の営農の関係もあるとは思いますが、榊という方法もあるというご意見は伝えても良いと思います。

事務局

農業委員さんへの、耕作をしていない農地をどうするかという相談の中で、とりあえず農地を手放したい、その方法として太陽光発電への転用ということがあるかと思います。それができない第1種農地、農用地区域の農地については、営農型太陽光なら可能という話になるかと思いますが、基本的には営農が第一になるかと思います。今回の申請だと、彩の榊さんが下部の農地で営農され、それに附随する形で・・・が営農型太陽光を設置されることとなります。ですので、農地を耕作される方がいない状況で、太陽光発電を設置できるかという相談について、営農型太陽光を説明するのは、おかしい話になるかと思います。やはり、パネル下部の営農ありきで、まず誰が営農するのか、今回の申請は・・・という新しい方ですので、そのあたりは事務局としても注視していけたらと思いますが、基本的には、一時転用許可を受ける太陽光パネルが下部農地の営農及び周辺の農地の営農に影響があるのかないのか審議するのが、総会の審議の在り方になるかと考えています。

会長

他に意見はございませんか。無いようでしたら、以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第18号及び、第35号から第38号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。合わせて、参考位置図34ページを御覧ください。

議案第39号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、令和4年3月17日付けで、太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、新型コロナウイルスや世界情勢の影響により、資材の価格高騰が起きたため、事業収入が見込めなくなったことから、他の事業者による事業の継承を行うこととなり、あわせてパネル設置面積の変更をするものです。

議案第40号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

この事案につきましては、平成18年12月19日付けで、自己用住宅を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、居住予定であった申請者の父の体調不良により、計画を延期していたところ、その後父が亡くなったため、計画を中止することとなったことから、事業の承継を行うこととなり、あわせて建築面積の変更をするものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、中央地区及び川東地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました事業計画変更については、「承認」といたします。

続きまして、相続税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案29ページを御覧ください。合わせて参考位置図36ページをお開きください。申請地、申請人、申請内容等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第41号、糸米二丁目、用途地域内にある第3種農地です。
母の死亡により農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。

相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。
御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明が終わりましたので、議案審議に入ります。それでは、委員の皆さんから意見等があればお願いします。

【意見なし】

それでは、特に意見がないようですので、採決を行います。

納税猶予適格者証明について、証明書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。

議案第42号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計40筆 86,020 m²でございます。

なお、今月はこのうち4筆 4,231 m²の所有権移転申請がございました。

詳細は議案の31ページに記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案32ページをお開きください。

議案第43号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、合計52筆117,985㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

別冊でお配りしております、議案第44号の資料を御覧ください。

このたびは、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、筆数は79筆、31,067㎡です。

資料1ページに全体の位置を、2ページから3ページに該当農地の筆別詳細を掲載しており、4ページ以降が各対象地の航空写真及び現況写真です。

いずれの農地も山林化が進み、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。

御審議よろしく申し上げます。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案33ページをお開きください。合わせて、参考位置図37ページを御覧ください。

議案第45号から議案第47号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、川東地区2件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第45号から第47号につきまして、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、現況証明については、全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。7月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和5年度第5回山口市農業委員会総会議事録である。

令和5年8月17日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 上田 正士

署名委員 小野 基之

記 録 者 多田 厚